

和歌山県立医科大学医学部ベストティーチャー賞及びベストクリニカルティーチング賞 表彰規程

制 定 平成24年10月30日和医大規程第84号
最終改正 令和4年3月17日和医大規程第106号

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学医学部の教育活動に貢献した教員及び診療科に対してそれぞれベストティーチャー賞及びベストクリニカルティーチング賞を授与し、もって本学医学教育の向上に資することを目的とする。

(表彰の種類並びに部門及び人数)

第2条 表彰は、ベストティーチャー賞及びベストクリニカルティーチング賞とし、その部門別の表彰人数は次のとおりとする。

- (1) ベストティーチャー賞（教養部門、基礎部門Ⅰ、基礎部門Ⅱ、臨床部門）
原則として、教養教育科目（1年生）、基礎医学科目（2、3年生）、臨床医学講義（4年生）における各学年担当者から各1名、計4名。
- (2) ベストクリニカルティーチング賞（診療部門、個人部門）
原則として、臨床実習担当診療科から1診療科、臨床実習担当教員から1名。

(選考対象)

第3条 表彰は、表彰の種類ごとに次の各号に定める教員又は診療科を対象とする。

- (1) ベストティーチャー賞
1年次、2年次、3年次又は4年次の授業を6時間（3コマ）以上担当する常勤の准教授、講師及び助教
- (2) ベストクリニカルティーチング賞
診療部門 臨床実習を担当する診療科（診療科部門）
個人部門 臨床実習を担当する常勤の准教授、講師及び助教

(選考方法)

第4条 選考は、表彰の種類ごとに次の各号に定める方法で行う。

- (1) ベストティーチャー賞
前条第1号の選考対象者について、各教育科目等の学生授業評価において上位である者のうち、教育面での取り組みや教育貢献を考慮して、和歌山県立医科大学医学部教育プログラム評価委員会（以下「教育評価委員会」という。）で推薦のうえ、教育研究審議会において決定する。なお、2年連続して同一教員を選出しないものとする。
- (2) ベストクリニカルティーチング賞
診療部門 臨床実習を担当する診療科（部門）において学生授業評価が上位であり、教育貢献が大きい診療科（部門）を教育評価委員会で推薦のうえ、教育研究審議会において決定する。なお、2年連続して同一診療科（部門）を選出しないものとする。
個人部門 前条第2号の個人部門に定める教員を対象に、毎年度末に5年生に対してアンケート調査を実施し、上位である者のうち、教育評価委員会で推薦のうえ、教育研究審議会において決定する。なお、2年連続して同一教員を選出しないものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、ベストティーチャー賞及びベストクリニカルティーチング賞表彰に関し必要な事項は、教育評価委員会で別に定める。

この規程は、平成24年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。